

川副町人権擁護に関する条例

平成9年12月22日

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、町民一人ひとりが人権を尊び、差別をなくすことにより明るく住みよい川副町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(町民の役割)

第3条 すべての町民は、相互に基本的人権を尊重し、差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 町は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、必要な施策を推進するものとする。

(啓発活動)

第5条 町は、人権意識の高揚を図るため、関係団体等と密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制)

第6条 町は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県などの関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。